

令和2年第4回定例会

(第5日)

令和2年12月18日

令和2年第4回平川市議会定例会会議録（第5号）

○議事日程（第5号） 令和2年12月18日（金）

- 第1 議案第143号 平川市消防団条例の一部を改正する条例案
議案第144号 押印見直しのための関係例規の整理に関する条例案
議案第147号 東部辺地総合整備計画の変更について
議案第148号 市有財産の無償譲渡について
議案第151号 四ツ屋集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第152号 町居集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第153号 平川市克雪管理センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第154号 柏木町コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第155号 切明コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第161号 さるか交流館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第162号 南田中ふれあいセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第163号 金屋地区多目的研修施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第164号 長田地区担い手センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第165号 新山ふれあいセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第166号 日沼地区コミュニティ施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第167号 八幡崎地区農業研修センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第168号 新屋町会館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第169号 尾上南田会館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第170号 高木会館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第200号 柏木東田児童公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第201号 光城児童公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間

- について
- 議案第202号 小和森児童公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第203号 大光寺児童公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第204号 新屋地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第205号 尾崎地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第206号 原田稲元地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第207号 町居地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第208号 久吉地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第215号 令和2年度平川市一般会計補正予算（第11号）案
- 第2 議案第142号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
- 議案第149号 市道路線の廃止について
- 議案第150号 市道路線の認定について
- 議案第171号 荒田農業研修センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第172号 岩館地区構造改善センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第173号 一本木コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第174号 尾崎多目的研修集会施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第175号 沖館地区産地機能増進人材養成施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第176号 唐竹多目的集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第177号 向陽多目的研修集会施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第178号 小和森多目的研修集会施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第179号 三町会農業研修センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第180号 農村振興総合整備事業コミュニティ施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第181号 館田地区農業推進拠点施設の指定管理者の指定及び指定管理者

- の管理の期間について
- 議案第182号 館山松崎交流センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第183号 苗生松多目的集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第184号 新館集落センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第185号 原田農業研修センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第186号 平田森多目的集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第187号 平賀地区農村交流活性化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第188号 松館農業研修センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第209号 岩館地区緑化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第210号 杉館地区第一緑化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第211号 杉館地区第二緑化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第212号 館田地区緑化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第213号 松崎地区緑化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第214号 平川市津根川森牧野の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第220号 令和2年度平川市簡易水道特別会計補正予算（第3号）案
- 議案第221号 令和2年度平川市水道事業会計補正予算（第3号）案
- 意見要望第5号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出等について
- 第3 議案第136号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第137号 平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第138号 平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第139号 平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 議案第140号 平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第141号 平川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

- を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第145号 平川市河川広場管理条例案
- 議案第146号 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区
清掃施設組合規約の変更について
- 議案第156号 ふれあいプラザ新屋の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の
期間について
- 議案第157号 ふれあいプラザ沖館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の
期間について
- 議案第158号 ふれあいプラザ向陽の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の
期間について
- 議案第159号 大光寺ふれあいプラザの指定管理者の指定及び指定管理者の管理
の期間について
- 議案第160号 ふれあいプラザ本町の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の
期間について
- 議案第189号 松野地区集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期
間について
- 議案第190号 向野町会集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期
間について
- 議案第191号 井戸沢集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間
について
- 議案第192号 大木平集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間
について
- 議案第193号 小国コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の
管理の期間について
- 議案第194号 光城コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の
管理の期間について
- 議案第195号 大光寺コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者
の管理の期間について
- 議案第196号 大坊コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の
管理の期間について
- 議案第197号 温川地区多目的集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管
理の期間について
- 議案第198号 平成町コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者
の管理の期間について
- 議案第199号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の
管理の期間について
- 議案第216号 令和2年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 議案第217号 令和2年度平川市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第218号 令和2年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第219号 令和2年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補

正予算（第3号）案

第3-1 議員提出議案第3号 西十和田トンネル（仮称）早期建設を求める意見書の提出について

第4 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について
閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 葛西 勇 人
2番 山谷 洋 朗
3番 中 畑 一二美
4番 石 田 隆 芳
5番 工 藤 貴 弘
6番 工 藤 秀 一
7番 福 士 稔
8番 長 内 秀 樹
9番 佐 藤 保
10番 山 田 忠 利
11番 大 澤 敏 彦
12番 原 田 淳
13番 桑 田 公 憲
14番 齋 藤 剛
15番 工 藤 竹 雄
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	柴 田 正 人
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志
企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長	一 戸 昭 彦

健康福祉部長	三上裕樹
尾上総合支所長	小田桐農夫吉
経済部長	大湯幸男
建設部長	原田茂
碓ヶ関総合支所長	齋藤茂樹
教育委員会事務局長	對馬謙二
平川診療所事務長	今井匡己
会計管理者	三上庚也
農業委員会事務局長	小野生子
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇

○出席事務局職員

事務局長	小山内功治
次長補佐	小田桐功幸
総務議事係長	河田麻子
主事	一戸岬
主事	對馬賢也

○議長（福士 稔議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は音の出ないような操作をお願いします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため本会議場の扉を開放し、密閉空間とならないようにしております。

なお、発言の際はマスクの着用をお願いします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

12月16日に行われた一般質問について、中畑一二美議員から発言の取消しの申出がありましたので、許可します。

3番、中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） おはようございます。

12月16日の一般質問の1. 新型コロナウイルス感染症対策について質問した中で、誤解を招く発言をいたしました。避難所について質問中、「ここで関連質問させていただきますけれども」というのと、冬の観光について質問中、「もう一つ関連質問させていただきます」の2か所につきまして発言を取消しいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 日程第1、総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

総務企画常任委員会に付託した29件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

（総務企画常任委員会委員長登壇）

○総務企画常任委員会委員長（桑田公憲議員） 改めまして、おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月4日の本会議において付託された議案審査のため、12月9日、議員控室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には齋藤康太を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例案1件、条例改正案1件、補正予算案1件、指定管理者の指定等24件、その他2件、計29件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第143号平川市消防団条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、機能別消防団員について質問があり、総務部長より、限定的な

活動に対して出動する消防団員のことであり、活動範囲については各分団長に一任している旨の答弁がありました。

また、消防団員の定員削減について質問があり、総務部長より、報酬を引き上げ待遇改善し、団員の減少を食い止める旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号押印見直しのための関係例規の整理に関する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、押印不要な申請書等の周知について質問があり、総務部長より、来年4月1日の施行に向けて市民へ周知していく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第147号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、少額な計画変更を上程することの是非について質問があり、企画財政課長より、辺地債充当事業として、国や県と協議して作成した整備計画であるため、少額であっても上程しなければならない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第148号市有財産の無償譲渡についてを議題といたしました。

これに対し委員より、譲渡する市有財産の土地について質問があり、管財課長より、消火栓部分は無償譲渡に含まれておらず、市で維持管理していく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第215号令和2年度平川市一般会計補正予算（第11号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、PCR検査等受診支援事業費補助金について質問があり、高齢介護課長補佐より、高齢者施設等の安全を確保するため、施設等で行政検査の対象外となった方々に実施するPCR検査費用に対して、1人当たり3分の1、1万円を上限として補助する旨の答弁がありました。

また、平川市内事業者事業継続応援事業補助金について質問があり、商工観光課長より、市内事業者の売上げ回復の取組等に対して補助するものであり、4月から9月までの6か月の売上げが、従業員が10人未満の法人等は60万円以上の減収、10人以上の法人は300万円以上の減収が補助対象となる旨の答弁がありました。

また、平川市内飲食店等緊急支援事業補助金について、平川市プレミアム付飲食・交通券を完売させてから実施すべきとの意見があり、市長より、商品券等の発行については法律で規制されており、期間延長はできないが、新型コロナウイルス感染症の今後の状況を踏まえて、事業者に継続的な支援をしたい旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、指定管理者の指定等に関する議案第151号から議案第155号、議案第161号から議案第170号、議案第200号から議案第208号の計24件を一括議題といたしました。

これに対し委員より、指定管理の期間を5年とした理由について質問があり、総務部長より、指定管理の期間は条例で5年以内と規定されている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和2年12月18日、総務企画常任委員会委員長、桑田公憲。

(総務企画常任委員会委員長降壇)

○議長(福士 稔議員) 総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

初めに、議案第152号町居集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について及び議案第207号町居地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを一括議題とします。

この議案は、11番、大澤敏彦議員に利害関係のある事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、大澤敏彦議員の退場を求めます。

(大澤敏彦議員、退場)

○議長(福士 稔議員) 会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果に対してでありますので、御注意願います。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 討論を終わります。

議案第152号町居集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について及び議案第207号町居地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの2件については委員長報告のとおり可決されました。

11番、大澤敏彦議員の入場を求めます。

(大澤敏彦議員、入場、着席)

○議長(福士 稔議員) 次に、議案第162号南田中ふれあいセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

この議案は、1番、葛西勇人議員に利害関係のある事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、葛西勇人議員の退場を求めます。

(葛西勇人議員、退場)

○議長(福士 稔議員) 会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 討論を終わります。

議案第162号南田中ふれあいセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第162号は委員長報告のとおり可決されました。

1番、葛西勇人議員の入場を求めます。

(葛西勇人議員、入場、着席)

○議長(福士 稔議員) 次に、総務企画常任委員会に付託した議案第152号、議案第162号、議案第207号を除く26件を一括議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 討論を終わります。

これより、総務企画常任委員会に付託した議案第152号、議案第162号、議案第207号を除く26件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの26件については委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案等についてを議題とします。

建設経済常任委員会に付託した30件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長(山田忠利議員) 改めて、おはようございます。

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月4日の本会議において付託された議案等審査のため、12月9日、第1委員会室において開催され、出席委員は5名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には稲葉佑太を採用しました。

当委員会に付託された議案等は、条例改正案1件、補正予算案2件、指定管理者の指定等24件、意見要望1件、その他2件の計30件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第142号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第149号市道路線の廃止についてを議題といたしました。

これに対し委員より、宅地開発の施工完了時期について質問があり、建設部長より、令和3年3月末を予定している旨の答弁がありました。

また、市道廃止後の位置づけについて質問があり、建設部長より、警察と交差点協議の結果、現道の交差点を移してほしいとの要望があり、施工完了後に再認定する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第150号市道路線の認定についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第220号令和2年度平川市簡易水道特別会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第221号令和2年度平川市水道事業会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第187号平賀地区農村交流活性化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は、大澤敏彦委員に利害関係のある事件のため、大澤委員退室のもと審査されましたが、特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、指定管理者の指定等に関する議案第171号から議案第186号、議案第188号、議案第209号から議案第214号の計23件を一括議題といたしました。

これに対し委員より、議案第214号平川市津根川森牧野の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてのみ指定管理期間が異なる理由について質問があり、経済部長より、指定管理者の意向を受けて期間を定めている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、意見要望第5号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出等についてを議題といたしました。

当案件は特に意見もなく、挙手採決の結果、挙手多数で採択すべきものと決定されました。

以上が、建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和2年12月18日、建設経済常任委員会委員長、山田忠利。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

○議長(福士 稔議員) 建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

初めに、議案第187号平賀地区農村交流活性化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

この議案は、11番、大澤敏彦議員に利害関係のある事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、大澤敏彦議員の退場を求めます。

(大澤敏彦議員、退場)

○議長(福士 稔議員) 会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 討論を終わります。

議案第187号平賀地区農村交流活性化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第187号は委員長報告のとおり可決されました。

11番、大澤敏彦議員の入場を求めます。

(大澤敏彦議員、入場、着席)

○議長(福士 稔議員) 次に、建設経済常任委員会に付託した30件のうち、議案第187号及び意見要望第5号を除く28件を一括議題とし、会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福士 稔議員） 討論を終わります。

これより、建設経済常任委員会に付託した議案第187号及び意見要望第5号を除く28件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの28件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見要望第5号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出等についてを議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

○議長（福士 稔議員） 14番、齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 挙手採決とありますけども、挙手採決された中身と言いますか、何か御意見があって挙手になったのかお尋ねいたします。

○議長（福士 稔議員） 建設経済常任委員会委員長。

○建設経済常任委員会委員長（山田忠利議員） 中身的なものではないです。この件について何かありましたらということでありましたけれど、全く意見がないので、これを採択するかしないかの挙手でもってお願いしますということでしたが、全員が賛成でした。普通であれば異議なしとかやるんだけど、これは採決ということで、挙手をもって採択したということです。

○議長（福士 稔議員） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 討論を終わります。

意見要望第5号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出等について、採決します。

この採決は、起立により採決します。

委員長報告は、採択すべきであります。

意見要望第5号を採択することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（福士 稔議員） 起立総員です。

よって、意見要望第5号は、採択と決定されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した28件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長(工藤貴弘議員) 教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月4日の本会議において付託された議案審査のため、12月9日、第3委員会室において開催され、出席委員は5名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には長尾智寿を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例案1件、条例改正案6件、補正予算案4件、指定管理者の指定等16件、その他1件、計28件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第136号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正内容について質問があり、市民生活部長より、平成30年の税制改正で生じた国民健康保険税の軽減世帯の判定における不利益を発生させないための見直しである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第137号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第140号平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号平川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号平川市河川広場管理条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、現在の河川広場の利用状況と罰則規定について質問があり、教育委員会事務局長より、現在も利用の際は事前の申請が必要であるが、未申請の個人利用者が見受けられること、罰則については、火気使用や目的外利用等の禁止行為をした場合、5万円以下の過料の対象となる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第146号黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃

施設組合規約の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、黒石地区清掃施設組合でのごみ処理の今後の対応について質問があり、市民生活部長より、黒石地区清掃事務組合と弘前地区環境整備事務組合は、令和8年の統合を予定しており、現在はごみ処理方法や構成市町村の移管事務などについて協議中である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第216号令和2年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、雑入の内容について質問があり、市民生活部長より、令和元年度普通交付金の返還金である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第217号令和2年度平川市介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について質問があり、健康福祉部長より、介護のケアマネジメント業務に従事する市職員5人に対し、1人当たり5万円を支給するため、増額補正をする旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第218号令和2年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第219号令和2年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、医薬材料費の内容について質問があり、平川診療所事務長より、医薬材料費には予防接種等のワクチン購入費が含まれており、インフルエンザワクチンの高齢者に対する優先接種が昨年より1か月早く開始されたこと、また、インフルエンザワクチンが新型コロナウイルスにも有効との報道があったことにより、例年より接種希望者の増加が見込まれたため、200人分追加調達のため増額補正をする旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、指定管理者の指定等に関する議案第156号から議案第160号、議案第189号から議案第199号の計16件を一括議題といたしました。

これに対し委員より、議案第197号温川地区多目的集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についての議案に関連して温川地区の人口等について質問があり、教育委員会事務局長より、男女合わせて9人、5世帯である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和2年12月18日、教育民生常任委員会委員長、工藤貴弘。

（教育民生常任委員会委員長降壇）

○議長（福士 稔議員） 教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 討論を終わります。

これより、教育民生常任委員会に付託した議案28件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの28件については委員長報告のとおり可決されました。

先ほど意見要望第5号が採択となったことから、議案の追加提出がございましたので、書記に配付させます。

(追加提出議案配付)

○議長(福士 稔議員) ただいま配付しましたとおり、建設経済常任委員会委員長より議員提出議案が提出されました。

お諮りします。

議員提出議案第3号西十和田トンネル(仮称)の早期建設を求める意見書の提出については、会議規則第21条の規定により、日程第3の次に日程第3の1として追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は日程第3の1として追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第3の1、議員提出議案第3号を議題とし、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議します。

この案件は、先ほど本会議において採択された意見要望第5号に関するものです。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長(山田忠利議員) 議員提出議案第3号西十和田トンネル(仮称)早期建設を求める意見書の提出について、その提案理由を申し上げます。

国道102号は、津軽と南部を結ぶ十和田湖経由の大動脈となっております。しかしながら、平川市温川から秋田県小坂町滝ノ沢までの区間は、毎年4か月余り冬期閉鎖を余儀なくされ、観光や物流にとってマイナスの要因ともなっており、トンネル整備は路線利用者の切実な願いとなっております。

以上のことから、青森県、秋田県両知事に、トンネル建設が早期に実現するよう強く要望するため、意見書を提出したいと思います。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げまして、議員提出議案第3号についての提案理由といたします。

令和2年12月18日、建設経済常任委員会委員長、山田忠利。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

○議長(福士 稔議員) 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 討論を終わります。

議員提出議案第3号西十和田トンネル(仮称)の早期建設を求める意見書の提出について、採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました意見書について、会議規則第43条の規定により、字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

日程第4、閉会中における議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会の継続調査についてを議題とします。

初めに、議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申出がありました。

また、各常任委員会委員長より、各常任委員会の所管事務調査についてを、また、議会広報特別委員会委員長より、市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び議会広報特別委員会委員長

の申出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定しました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思えます。

以上で、本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、令和2年第4回平川市議会定例会を閉会します。

午前10時56分 閉議及び閉会